

○島根県警察サイバー対処能力検定に関する訓令

(令和7年6月2日島根県警察訓令第25号)

島根県警察サイバー事案対処能力検定に関する訓令（令和元年島根県警察訓令第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察職員のサイバー空間の脅威への対処（以下「サイバー対処」という。）に関する知識及び技能の向上に資するため、全ての警察職員を対象として実施するサイバー対処に関する能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理）

第2条 能力検定に関する事項は、別に定めるところにより設置する島根県警察サイバーセキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

（能力検定の級位）

第3条 島根県警察が行う能力検定は、初級及び中級の級位に区分して行うものとし、対象とする知識及び技能は、別表第1の左欄に掲げる級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

（能力検定の出題範囲）

第4条 能力検定の各級位における出題範囲は、別表第2のとおりとする。

（能力検定の合格）

第5条 各級位の検定試験は、70%以上の成績であることをもって合格とする。

2 島根県警察本部長は、別表第1の右欄に掲げる知識及び技能と同等の知識及び技能を有すると認める者については、同表の左欄に対応する級位の能力検定の受検を免除し、当該級位の能力検定に合格したものとすることができる。

（更新）

第6条 中級の能力検定の合格者は、原則として、3年以内の期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

（他の実施機関が行う能力検定との関係）

第7条 他の実施機関（警察庁（附属機関及び地方機関を含み、皇宮警察本部を除く。）、皇宮警察本部及び都道府県警察（島根県警察を除く。）をいう。以下同じ。）が実施した各級位の能力検定に合格した者は、この訓令による能力検定の当該級位に合格したものとみなす。

（合格者の管理）

第8条 委員会は、別に定める合格者台帳を作成し、各級位の能力検定に合格した者（第5条第2項の規定により能力検定に合格したものとされる者を含む。以下同じ。）を当該合格者台帳に登載するとともに、各級位の能力検定に合格した者の状況に変更が生じた場合には、遅滞なく当該合格者台帳を更新するものとする。

2 委員会は、警察庁が実施した上級の能力検定の合格者及び他の実施機関が実施し

た各級位の能力検定の合格者について、当該実施機関から通報を受け、又は当該合格者からの報告があった場合は、当該合格者を合格者台帳に登載し、当該合格者台帳を更新するものとする。

(細部事項)

第9条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施に関し必要な細部事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に改正前の島根県警察サイバー事案対処能力検定に関する訓令（次項において「旧訓令」という。）第3条の規定による級位を取得している者は、この訓令第3条の規定による同一の級位を取得したものとみなす。

3 この訓令の施行の際、現に保存されている旧訓令第11条の規定による島根県警察サイバー事案対処能力検定合格者台帳は、この訓令第8条の規定による島根県警察サイバー対処能力検定合格者台帳とみなす。

(警察官の昇任に関する訓令の一部改正)

4・5 〔略〕

別表 〔略〕